

令和 6 年 第 3 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

目 次

議案第 7 3 号	専決処分の承認について-----	5
議案第 7 4 号	令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 7 号)-----	1 8
議案第 7 5 号	令和 6 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 8 号)-----	2 9
議案第 7 6 号	令和 6 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算 (第 1 号) -----	5 6
議案第 7 7 号	令和 6 年度茅ヶ崎市病院事業会計補正 予算 (第 1 号) -----	6 8
議案第 7 8 号	行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部を改正す る条例-----	8 0
議案第 7 9 号	工事請負契約の締結について-----	8 2
議案第 8 0 号	工事請負契約の変更について-----	8 5
議案第 8 1 号	令和 5 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計利益の処分について-----	8 6
議案第 8 2 号の 1	市道路線の認定について-----	8 8
議案第 8 2 号の 2	市道路線の認定について-----	9 1
議案第 8 2 号の 3	市道路線の認定について-----	9 4
議案第 8 2 号の 4	市道路線の認定について-----	9 7
認定第 1 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出 決算の認定について-----	1 0 0

認定第 2 号	令和 5 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算の認定について-----	1 0 1
認定第 3 号	令和 5 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて-----	1 0 2
認定第 4 号	令和 5 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計歳入歳出決算の認定について-----	1 0 3
認定第 5 号	令和 5 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて-----	1 0 4
認定第 6 号	令和 5 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計決算の認定について-----	1 0 5
認定第 7 号	令和 5 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算 の認定について-----	1 0 6
報告第 1 3 号	令和 5 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 の継続費精算報告について-----	1 0 7
報告第 1 4 号	令和 5 年度茅ヶ崎健全化判断比率につ いて-----	1 1 0
報告第 1 5 号	令和 5 年度茅ヶ崎資金不足比率につ いて-----	1 1 2
報告第 1 6 号	専決処分の報告について-----	1 1 4

専決処分の承認について

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）について、急施を要したので、市長において専決処分したから承認されたい。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

専 決 処 分 書

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）を次のとおり定める。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月31日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第6号）

令和6年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381,390千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,818,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		17,567,638	381,390	17,949,028
	2 国庫補助金	4,934,163	381,390	5,315,553
歳 入 合 計		95,436,805	381,390	95,818,195

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		39,610,498	381,390	39,991,888
	1 社会福祉費	18,757,802	381,390	19,139,192
歳 出 合 計		95,436,805	381,390	95,818,195

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	17,567,638	381,390	17,949,028
歳入合計	95,436,805	381,390	95,818,195

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費	39,610,498	381,390	39,991,888
歳 出 合 計	95,436,805	381,390	95,818,195

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
381,390	0	0	0
381,390	0	0	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,567,638	381,390	17,949,028
2 国庫補助金	4,934,163	381,390	5,315,553
2 民生費国庫補助金	2,800,620	381,390	3,182,010
歳 入 合 計	95,436,805	381,390	95,818,195

節		説	明
区 分	金 額		
4 地方創生臨時 交付金	381,390	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	381,390

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 民生費	39,610,498	381,390	39,991,888		
1 社会福祉費	18,757,802	381,390	19,139,192		
1 社会福祉総務費	7,501,811	381,390	7,883,201	国庫支出金	381,390
歳 出 合 計	95,436,805	381,390	95,818,195		

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	381,390	230 物価高騰対応重点支援給付金給付事業費 1 物価高騰対応重点支援給付金	381,390 381,390

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,289,270千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		17,949,028	840	17,949,868
	1 国庫負担金	12,584,013	840	12,584,853
20 繰越金		1,082,797	192,260	1,275,057
	1 繰越金	1,082,797	192,260	1,275,057
21 諸収入		4,688,819	277,975	4,966,794
	5 雑入	1,394,836	277,975	1,672,811
歳 入 合 計		95,818,195	471,075	96,289,270

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		10,708,567	471,075	11,179,642
	1 保健衛生費	5,202,192	471,075	5,673,267
歳 出 合 計		95,818,195	471,075	96,289,270

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	17,949,028	840	17,949,868
20 繰越金	1,082,797	192,260	1,275,057
21 諸収入	4,688,819	277,975	4,966,794
歳入合計	95,818,195	471,075	96,289,270

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
4. 衛生費	10,708,567	471,075	11,179,642
歳 出 合 計	95,818,195	471,075	96,289,270

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
840	0	277,975	192,260
840	0	277,975	192,260

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,949,028	840	17,949,868
1 国庫負担金	12,584,013	840	12,584,853
2 衛生費国庫負担金	14,617	840	15,457
20 繰越金	1,082,797	192,260	1,275,057
1 繰越金	1,082,797	192,260	1,275,057
1 繰越金	1,082,797	192,260	1,275,057
21 諸収入	4,688,819	277,975	4,966,794
5 雑入	1,394,836	277,975	1,672,811
2 雑入	1,392,825	277,975	1,670,800
歳 入 合 計	95,818,195	471,075	96,289,270

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1 保健衛生費負担金	840	5 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 (10/10)		840
1 前年度繰越金	192,260	1 前年度繰越金		192,260
4 衛生費雑入	277,975	14 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金		277,975

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 衛生費	10,708,567	471,075	11,179,642		
1 保健衛生費	5,202,192	471,075	5,673,267		
1 保健衛生総務費	3,388,098	840	3,388,938	国庫支出金	840
2 予防費	885,144	470,235	1,355,379	そ の 他	277,975
				一般財源	192,260
歳 出 合 計	95,818,195	471,075	96,289,270		

衛生費

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	840	40 予防接種健康被害救済事業費 840
12 委託料	468,834	10 予防接種事業費 470,235 1 予防接種事業費 470,235
18 負担金補助及び交付金	1,401	

令和6年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,403,299千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		17,949,868	56,876	18,006,744
	2 国庫補助金	5,315,553	56,876	5,372,429
16 県支出金		6,376,217	2,672	6,378,889
	2 県補助金	1,488,695	2,672	1,491,367
19 繰入金		1,014,511	12,626	1,027,137
	2 基金繰入金	940,685	12,626	953,311
20 繰越金		1,275,057	41,655	1,316,712
	1 繰越金	1,275,057	41,655	1,316,712
21 諸収入		4,966,794	200	4,966,994
	5 雑入	1,672,811	200	1,673,011
歳 入 合 計		96,289,270	114,029	96,403,299

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,326,962	16,468	10,343,430
	1 総務管理費	8,506,506	10,247	8,516,753
	3 戸籍住民基本台帳費	813,448	6,221	819,669
3 民生費		39,991,888	63,412	40,055,300
	1 社会福祉費	19,139,192	2,581	19,141,773
	2 児童福祉費	16,462,056	60,831	16,522,887
4 衛生費		11,179,642	29,943	11,209,585
	1 保健衛生費	5,673,267	11,253	5,684,520
	2 清掃費	5,506,375	18,690	5,525,065
8 土木費		9,927,172	4,206	9,931,378
	4 都市計画費	4,283,925	4,206	4,288,131
歳 出 合 計		96,289,270	114,029	96,403,299

第 2 表 継 続 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
3 民生費	2 児童福祉費	こどもセンター整備事業	千円 169,752	令和6年度	千円 0
				令和7年度	34,847
				令和8年度	134,905
4 衛生費	1 保健衛生費	保健所庁舎整備事業	3,099,792	令和6年度	0
				令和7年度	797,114
				令和8年度	2,302,678

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業	64,167
9 消防費	1 消防費	消防通信業務管理経費	1,185
		消防車両整備事業	39,080

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
2 総務費	1 総務管理費	車両管理経費	223	320

第 4 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
こどもセンター整備工事監理業務委託経費	令和6年度 } 令和8年度	千円 2,665
保健所庁舎整備工事監理業務委託経費	令和6年度 } 令和8年度	45,589
戸別収集実験事業業務委託経費	令和7年度	45,771

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	17,949,868	56,876	18,006,744
16 県支出金	6,376,217	2,672	6,378,889
19 繰入金	1,014,511	12,626	1,027,137
20 繰越金	1,275,057	41,655	1,316,712
21 諸収入	4,966,794	200	4,966,994
歳入合計	96,289,270	114,029	96,403,299

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	10,326,962	16,468	10,343,430
3 民生費	39,991,888	63,412	40,055,300
4 衛生費	11,179,642	29,943	11,209,585
8 土木費	9,927,172	4,206	9,931,378
歳 出 合 計	96,289,270	114,029	96,403,299

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	補定	財源	一般財源
国県支出金	地方債	その他	
16,268	0	200	0
38,066	0	23,819	1,527
5,214	0	19,162	5,567
0	0	0	4,206
59,548	0	43,181	11,300

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	17,949,868	56,876	18,006,744
2 国庫補助金	5,315,553	56,876	5,372,429
1 総務費国庫補助金	514,116	16,268	530,384
2 民生費国庫補助金	3,182,010	35,394	3,217,404
3 衛生費国庫補助金	492,107	5,214	497,321
16 県支出金	6,376,217	2,672	6,378,889
2 県補助金	1,488,695	2,672	1,491,367
2 民生費県補助金	993,825	2,672	996,497
19 繰入金	1,014,511	12,626	1,027,137
2 基金繰入金	940,685	12,626	953,311
2 財政調整基金繰入金	126,107	△30,355	95,752
5 子ども未来応援基金繰入金	103,612	27,694	131,306

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	10,047	1 社会保障・税番号制度推進事業補助金 10,047
2 戸籍住民基本台帳費補助金	6,221	1 社会保障・税番号制度推進事業補助金 6,221
1 社会福祉費補助金	2,000	10 介護保険事業費補助金 2,000
2 児童福祉費補助金	33,394	1 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業補助金 (3 / 4) 1,294 3 保育対策総合支援事業費補助金 32,100
1 保健衛生費補助金	5,214	5 母子保健衛生費国庫補助金 5,214
2 児童福祉費補助金	2,672	1 ひとり親家庭等医療費助成事業補助金 (1 / 2) 422 15 特定高等職業訓練促進給付金事業費補助金 2,250
1 財政調整基金繰入金	△30,355	1 財政調整基金繰入金 △30,355
1 子ども未来応援基金繰入金	27,694	1 子ども未来応援基金繰入金 27,694

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	7 ごみ減量化・資源化基金繰入金	458,597	15,287	473,884
20	繰越金	1,275,057	41,655	1,316,712
	1 繰越金	1,275,057	41,655	1,316,712
	1 繰越金	1,275,057	41,655	1,316,712
21	諸収入	4,966,794	200	4,966,994
	5 雑入	1,672,811	200	1,673,011
	2 雑入	1,670,800	200	1,671,000
	歳 入 合 計	96,289,270	114,029	96,403,299

(単位 千円)

節		金額	説	明	
区	分				
1	ごみ減量化・資源化基金繰入金	15,287	1	ごみ減量化・資源化基金繰入金	15,287
1	前年度繰越金	41,655	1	前年度繰越金	41,655
2	総務費雑入	200	18	地方創生アドバイザー事業助成金	200

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	10,326,962	16,468	10,343,430		
1 総務管理費	8,506,506	10,247	8,516,753		
7 企画費	1,195,670	8,938	1,204,608	国庫支出金	8,738
				そ の 他	200
8 支所及び出張所費	47,061	1,309	48,370	国庫支出金	1,309
3 戸籍住民基本台帳費	813,448	6,221	819,669		
1 戸籍住民基本台帳費	813,448	6,221	819,669	国庫支出金	6,221
3 民生費	39,991,888	63,412	40,055,300		
1 社会福祉費	19,139,192	2,581	19,141,773		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
7 報償費	200	50 情報化推進経費 1 情報化推進経費	8,938 8,938
12 委託料	8,738		
1 報酬	749	40 個人番号カード等交付事務管理経費	1,309
8 旅費	77		
1 費用弁償	77		
10 需用費	446		
1 消耗品費	446		
11 役務費	37		
1 通信運搬費	37		
10 需用費	497	60 個人番号カード等交付事務管理経費	6,221
1 消耗品費	497		
11 役務費	37		
1 通信運搬費	37		
12 委託料	4,587		
13 使用料及び賃借料	1,100		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 社会福祉総務費	7,883,201	581	7,883,782	一般財源	581
4 老人福祉費	3,604,253	2,000	3,606,253	国庫支出金	2,000
2 児童福祉費	16,462,056	60,831	16,522,887		
1 児童福祉総務費	4,295,940	42,300	4,338,240	国庫支出金	28,200
				そ の 他	14,100
3 母子福祉費	160,512	4,912	165,424	国庫支出金	1,294
				県支出金	2,672
				一般財源	946

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22	償還金利子及び割引料	573	130 介護保険事業特別会計繰出金	8
			240 介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金	573
27	繰出金	8		
1	報酬	774	70 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業費	2,000
7	報償費	120		
8	旅費	39		
	1 費用弁償	39		
10	需用費	204		
	1 消耗品費	45		
	4 印刷製本費	159		
11	役務費	763		
	1 通信運搬費	763		
12	委託料	100		
18	負担金補助及び交付金	42,300	40 民間保育所運営補助事業費	29,550
			170 地域型保育運営補助事業費	12,750
10	需用費	7	20 ひとり親家庭等医療費助成事業費	937
	4 印刷製本費	7	40 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業費	3,975
11	役務費	42		
	1 通信運搬費	20		
	3 手数料	22		
18	負担金補助及び交付金	3,975		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
4 児童福祉施設費	472,770	13,619	486,389	国庫支出金	3,900
				そ の 他	9,719
4 衛生費	11,179,642	29,943	11,209,585		
1 保健衛生費	5,673,267	11,253	5,684,520		
2 予防費	1,355,379	826	1,356,205	一般財源	826
3 母子衛生費	403,513	10,427	413,940	国庫支出金	5,214
				そ の 他	3,875
				一般財源	1,338
2 清掃費	5,506,375	18,690	5,525,065		
1 清掃総務費	1,718,127	7,580	1,725,707	そ の 他	7,580

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
19	扶助費	888		
10	需用費	12,017	10 保育園業務管理経費	13,619
	1 消耗品費	12,017		
11	役務費	700		
	1 通信運搬費	700		
12	委託料	275		
13	使用料及び賃借料	627		
22	償還金利子及び割引料	826	30 感染症対策事業費 4 感染症患者医療費	826 826
12	委託料	10,427	10 母子保健事業費 5 母子相談事業費	10,427 10,427
1	報酬	2,232	20 清掃総務管理経費	7,580
3	職員手当等	275		
	17 会計年度任用職員期末勤勉手当	275		
4	共済費	102		
8	旅費	95		

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 じんかい処理費	3,495,845	11,110	3,506,955	そ の 他	7,707
				一般財源	3,403
8 土木費	9,927,172	4,206	9,931,378		
4 都市計画費	4,283,925	4,206	4,288,131		
5 公園費	499,821	4,206	504,027	一般財源	4,206
歳 出 合 計	96,289,270	114,029	96,403,299		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
	1 費用弁償	95		
10	需用費	138		
	1 消耗品費	35		
	4 印刷製本費	103		
11	役務費	401		
	1 通信運搬費	401		
12	委託料	4,337		
10	需用費	5,751	10 環境事業センター管理経費	746
	1 消耗品費	5,648	80 ごみの減量化・資源化推進費	2,247
	4 印刷製本費	103	90 分別収集事業費	7,370
11	役務費	583	100 広域リサイクルセンター管理運営経費	747
	1 通信運搬費	583		
12	委託料	4,029		
18	負担金補助及び交付金	747		
12	委託料	4,206	10 公園緑地等管理運営経費	4,206

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1,637 (1,271)	1,398,495	5,957,518	13,509,688	2,413,152	15,922,840	
補正前	1,637 (1,265)	1,394,740	5,957,243	13,505,658	2,413,050	15,918,708	
比較	0 (6)	3,755	275	4,030	102	4,132	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	3,186,189					
	補正前	3,185,914					
	比較	275					

※表中()は、短時間勤務職員について外書きしたものです。
 ※職員数には、育児休業を取得した職員の代替として採用している任期付職員を含みます。

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1,226)	1,398,495	394,699	1,793,194	196,599	1,989,793	
補正前	(1,220)	1,394,740	394,424	1,789,164	196,497	1,985,661	
比較	(6)	3,755	275	4,030	102	4,132	
職員手当 の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)					
	補正後	394,699					
	補正前	394,424					
	比較	275					

※表中()は、短時間勤務職員(常時勤務を要する職員に比し、勤務時間が短い職員)について外書きしたものです。

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	275	その他の増減分 275	期末勤勉手当 275 千円	

継 続 費 に

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源	其 他		
			国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	千円		
3 民生費	2 児童福祉費	こどもセンター 整備事業	令和 6	千円 0				千円
			7	34,847		31,300		3,547
			8	134,905		121,400		13,505
			計	169,752		152,700		17,052
4 衛生費	1 保健衛生費	保健所庁舎整備事業	令和 6	0				
			7	797,114	10,000	590,300		196,814
			8	2,302,678	10,000	1,727,000		565,678
			計	3,099,792	20,000	2,317,300		762,492

関 する 調 書

前 前 年 度 末 まで 支 出 額	前 年 度 末 まで の 支 出 (見 込) 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 まで の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 進 捗 率
千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	%
					0.0
				34,847	20.5
				134,905	79.5
				169,752	100.0
					0.0
				797,114	25.7
				2,302,678	74.3
				3,099,792	100.0

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) の 額	
		期 間	金 額
こどもセンター整備工事監理業務委託経費	千円 2,665		千円
保健所庁舎整備工事監理業務委託経費	45,589		
戸別収集実験事業業務委託経費	45,771		

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
期間	金額	特定財源			
		国県支出金	地方債	その他	
令和6年度 ～ 令和8年度	千円 2,665	千円	千円 2,300	千円	千円 365
令和6年度 ～ 令和8年度	45,589		34,100		11,489
令和7年度	45,771			45,771	

令和6年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332,316千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,740,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		3,889,662	15	3,889,677
	2 国庫補助金	605,961	15	605,976
4 支払基金交付金		5,068,799	6,870	5,075,669
	1 支払基金交付金	5,068,799	6,870	5,075,669
5 県支出金		2,692,789	8	2,692,797
	2 県補助金	93,405	8	93,413
6 繰入金		3,451,542	17	3,451,559
	1 一般会計繰入金	3,051,116	8	3,051,124
	2 基金繰入金	400,426	9	400,435
7 繰越金		10	325,406	325,416
	1 繰越金	10	325,406	325,416
歳 入 合 計		19,408,000	332,316	19,740,316

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		723,325	40	723,365
	3 包括的支援事業・任意事業費	51,387	40	51,427
5 介護保険運営基金		479	256,787	257,266
	1 介護保険運営基金	479	256,787	257,266
6 諸支出金		81,087	75,489	156,576
	1 償還金及び還付加算金	6,195	75,489	81,684
歳 出 合 計		19,408,000	332,316	19,740,316

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	3,889,662	15	3,889,677
4 支払基金交付金	5,068,799	6,870	5,075,669
5 県支出金	2,692,789	8	2,692,797
6 繰入金	3,451,542	17	3,451,559
7 繰越金	10	325,406	325,416
歳入合計	19,408,000	332,316	19,740,316

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費	723,325	40	723,365
5 介護保険運営基金	479	256,787	257,266
6 諸支出金	81,087	75,489	156,576
歳 出 合 計	19,408,000	332,316	19,740,316

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	地方債	その他	一般財源
国県支出金			
23	0	8	9
0	0	256,787	0
0	0	75,489	0
23	0	332,284	9

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金	3,889,662	15	3,889,677
2 国庫補助金	605,961	15	605,976
3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	19,152	15	19,167
4 支払基金交付金	5,068,799	6,870	5,075,669
1 支払基金交付金	5,068,799	6,870	5,075,669
1 介護給付費交付金	4,887,490	6,870	4,894,360
5 県支出金	2,692,789	8	2,692,797
2 県補助金	93,405	8	93,413
2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	9,574	8	9,582
6 繰入金	3,451,542	17	3,451,559
1 一般会計繰入金	3,051,116	8	3,051,124
1 一般会計繰入金	3,051,116	8	3,051,124
2 基金繰入金	400,426	9	400,435
1 介護保険運営基金繰入金	400,426	9	400,435
7 繰越金	10	325,406	325,416
1 繰越金	10	325,406	325,416

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 現年度分	15	1 現年度分	15
2 過年度分	6,870	1 過年度分	6,870
1 現年度分	8	1 現年度分	8
5 地域支援事業 繰入金（包括 的支援事業・ 任意事業）	8	1 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）	8
1 介護保険運営 基金繰入金	9	1 介護保険運営基金繰入金	9

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 繰越金	10	325,406	325,416
歳 入 合 計		19,408,000	332,316	19,740,316

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	325,406	1 前年度繰越金	325,406

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 地域支援事業費	723,325	40	723,365		
3 包括的支援事業・任意事業費	51,387	40	51,427		
2 任意事業費	20,117	40	20,157	国庫支出金	15
				県支出金	8
				そ の 他	8
				一般財源	9
5 介護保険運営基金	479	256,787	257,266		
1 介護保険運営基金	479	256,787	257,266		
1 介護保険運営基金	479	256,787	257,266	そ の 他	256,787
6 諸支出金	81,087	75,489	156,576		
1 償還金及び還付加算金	6,195	75,489	81,684		
2 償還金	10	75,489	75,499	そ の 他	75,489
歳 出 合 計	19,408,000	332,316	19,740,316		

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
11 役務費	40	10 任意事業費	40
3 手数料	40		
24 積立金	256,787	10 介護保険運営基金積立金	256,787
22 償還金利子及び割引料	75,489	10 償還金	75,489

令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（事 項）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主な建設改良事業			
資産購入	401,319千円	24,473千円	425,792千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支出			
第1款 病院事業費用	14,015,868千円	54千円	14,015,922千円
第1項 医業費用	13,730,888千円	54千円	13,730,942千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額582,651千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額582,724千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入			
第1款 資本的収入	1,415,384千円	24,400千円	1,439,784千円
第1項 企業債	669,800千円	24,400千円	694,200千円
支出			
第1款 資本的支出	1,998,035千円	24,473千円	2,022,508千円
第1項 建設改良費	743,443千円	24,473千円	767,916千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
資産購入	338,600	363,000
計	669,800	694,200

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

令和6年度茅ヶ崎市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			14,015,868	54	14,015,922	
	1 医業費用		13,730,888	54	13,730,942	
		3 経費		2,822,418	54	2,822,472

資本的収入及び支出

収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			1,415,384	24,400	1,439,784	
	1 企業債		669,800	24,400	694,200	
		1 企業債		669,800	24,400	694,200

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,998,035	24,473	2,022,508	
	1 建設改良費		743,443	24,473	767,916	
		2 資産購入費		401,319	24,473	425,792

令和6年度茅ヶ崎市病院事業補正予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益 (△は当年度純損失)	△1,110,207	△2,208	△1,112,415
減価償却費	899,013		899,013
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	50,000		50,000
賞与引当金の増減額 (△は減少)	28,526		28,526
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,862		△1,862
その他引当金 (法定福利費引当金) の増減額 (△は減少)	5,930		5,930
長期前受金戻入額	△429,108		△429,108
受取利息及び受取配当金	△300		△300
支払利息	99,928		99,928
長期前払消費税勘定償却	28,775		28,775
固定資産除却費	6,705		6,705
未収金の増減額 (△は増加)	△48,375		△48,375
未払金の増減額 (△は減少)	△402,719		△402,719
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,783		△9,783
預り金の増減額 (△は減少)	3,316		3,316
その他流動負債の増減額 (△は減少)	<u>34,185</u>		<u>34,185</u>
小計	△845,976	△2,208	△848,184
利息及び配当金の受取額	300		300
利息の支払額	<u>△99,928</u>		<u>△99,928</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	△945,604	△2,208	△947,812
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△576,672		△576,672
無形固定資産の取得による支出	△89,175	△22,248	△111,423
長期貸付金の返還による収入	2,300		2,300
その他投資による支出 (医師公舎敷金)	△2,800		△2,800
その他投資の返還による収入	1,950		1,950
国庫補助金等による収入	7,130		7,130
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	<u>734,452</u>		<u>734,452</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,185	△22,248	54,937
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一時借入れによる収入	1,000,000		1,000,000
一時借入金の返済による支出	△1,000,000		△1,000,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	669,800	24,400	694,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,251,792		△1,251,792
リース債務返済による支出	<u>△45,197</u>		<u>△45,197</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△627,189	24,400	△602,789
資金増加額 (又は減少額)	△1,495,608	△56	△1,495,664
資金期首残高	<u>4,806,373</u>		<u>4,806,373</u>
資金期末残高	3,310,765	△56	3,310,709

令和6年度茅ヶ崎市病院事業補正予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	336,264		336,264
イ 建 物	19,423,155	19,423,155	
減 価 償 却 累 計 額	△11,826,028	△11,826,028	7,597,127
ウ 構 築 物	267,084	267,084	
減 価 償 却 累 計 額	△185,956	△185,956	81,128
エ 器 械 備 品	6,715,873	6,715,873	
減 価 償 却 累 計 額	△4,477,121	△4,477,121	2,238,752
オ 車 両	10,857	10,857	
減 価 償 却 累 計 額	△5,603	△5,603	5,254
カ リ ー ス 資 産	126,677	126,677	
減 価 償 却 累 計 額	△67,133	△67,133	59,544
有 形 固 定 資 産 合 計			10,318,069
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 電 話 加 入 権	1,803		1,803
イ ソ フ ト ウ ェ ア	599,885	22,248	622,133
ウ リ ー ス 資 産	18,796		18,796
無 形 固 定 資 産 合 計			642,732
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 長 期 貸 付 金	1,050		1,050
イ 長 期 前 払 消 費 税	242,081		242,081
ウ そ の 他 投 資	6,969		6,969
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			250,100
固 定 資 産 合 計			11,210,901
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金	3,310,765	△56	3,310,709
(2) 未 収 金	2,049,992		2,049,992
貸 倒 引 当 金	△70,235		△70,235
(3) 貯 蔵 品	157,952		157,952
流 動 資 産 合 計			5,448,418
資 産 合 計			16,659,319

区 分		既決予定額	補正予定額	計	
負債の部					
3	固定負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	7,476,378	24,400	<u>7,500,778</u>	
	企業債合計				7,500,778
(2)	リース債	46,850			46,850
(3)	引当金				
	ア 退職給付引当金	1,907,253		<u>1,907,253</u>	
	引当金合計				<u>1,907,253</u>
	固定負債合計				9,454,881
4	流動負債				
(1)	企業債				
	ア 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,351,902		<u>1,351,902</u>	
	企業債合計				1,351,902
(2)	リース債	34,376			34,376
(3)	未払金	1,263,436			1,263,436
(4)	引当金				
	ア 賞与引当金	368,219		368,219	
	イ その他引当金	70,354		<u>70,354</u>	
	引当金合計				438,573
(5)	その他流動負債				
	ア 預り金	58,108		<u>58,108</u>	
	その他流動負債合計				<u>58,108</u>
	流動負債合計				3,146,395
5	繰延収益				
(1)	長期前受金				
	ア 補助金	779,571		779,571	
	イ 一般会計繰入金	7,913,343		7,913,343	
	ウ その他の	2,727		<u>2,727</u>	
	長期前受金合計				8,695,641
(2)	収益化累計額				
	ア 補助金	△438,828		△438,828	
	イ 一般会計繰入金	△6,330,441		△6,330,441	
	ウ その他の	△814		<u>△814</u>	
	収益化累計額合計				<u>△6,770,083</u>
	繰延収益合計				1,925,558
	負債合計				<u>14,526,834</u>
6	資本の部				
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	ア 寄附金	21,048		21,048	
	イ 補助金	219,150		219,150	
	ウ その他の資本剰余金	1,538,911		<u>1,538,911</u>	
	資本剰余金合計				1,779,109
(2)	欠損				
	ア 当年度未処理欠損金	5,027,528	2,208	<u>5,029,736</u>	
	欠損金合計				<u>5,029,736</u>
	剰余金合計				<u>△3,250,627</u>
	資本合計				2,132,485
	負債資本合計				<u>16,659,319</u>

1 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

・主な耐用年数

建物 15～39年

構築物 10～25年

器械備品 4～20年

車両 5～6年

イ 無形固定資産

・減価償却の方法

定額法による。

ウ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を簡便法により計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する金額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 修繕引当金

修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において見込まれるものを計上している。

エ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

オ その他の引当金

職員の期末勤勉手当の支給に対応して発生する法定福利費を当年度末における期末勤勉手当支給見込額から算出し、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

なお、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理している。ただし、新病院建設期間中（平成10年度から平成15年度）、別棟建設期間中（平成28年度から令和元年度）及び本館改修工事期間中（令和2年度から令和5年度）に生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。また、放射線治療装置更新（令和5年度）及び医療情報システム更新（令和5年度）において生じた控除対象外消費税額については、長期前払消費税勘定に計上し、それぞれ10年間及び5年間で均等償却を行っている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ35,186千円、38,705千円である。

予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成している。

3 予定貸借対照表等関連

(1) 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は5,127,536千円である。

4 セグメント情報関連

(1) セグメントの概要

茅ヶ崎市病院事業では、病院事業の単一セグメントのため、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産

(1) リース取引の処理方法

1 契約あたりのリース料総額が、300万円を超える所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理（簡便処理）を行っている。

1 契約あたりのリース料総額が、300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

令和6年度茅ヶ崎市病院
収益的収入

支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	14,015,868	54	14,015,922
1 医業費用	13,730,888	54	13,730,942
3 経費	2,822,418	54	2,822,472

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
16手	54	料

令和 6 年 度 茅ヶ 崎 市 病 院
資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入	1,415,384	24,400	1,439,784
1 企 業 債	669,800	24,400	694,200
1 企 業 債	669,800	24,400	694,200

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出	1,998,035	24,473	2,022,508
1 建 設 改 良 費	743,443	24,473	767,916
2 資 産 購 入 費	401,319	24,473	425,792

事業会計補正予算説明書
及び支出

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 企業債	24,400	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 資産購入費	24,473	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「保険料の徴収」を「後期高齢者医療給付の支給」に改め、同表3の項中

<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p>	を	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	に
--	---	---	---

改め、同表4の項中

<p>「地方税法の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの」</p>	を	<p>「地方税法の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの」</p>	に
--	---	---	---

改め、同表5の項中

<p>「地方税関係情報であって規則で定めるもの」</p>	を	<p>「地方税関係情報であって規則で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの」</p>	に
------------------------------	---	--	---

改める。

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、医療費の助成に関する事務について、医療に関する給付の支給に関する情報のうち個人番号をその内容に含む個人情報を利用することにより、事務手続の効率性及び市民の利便性の確保を図るため提案する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和6年8月30日提出

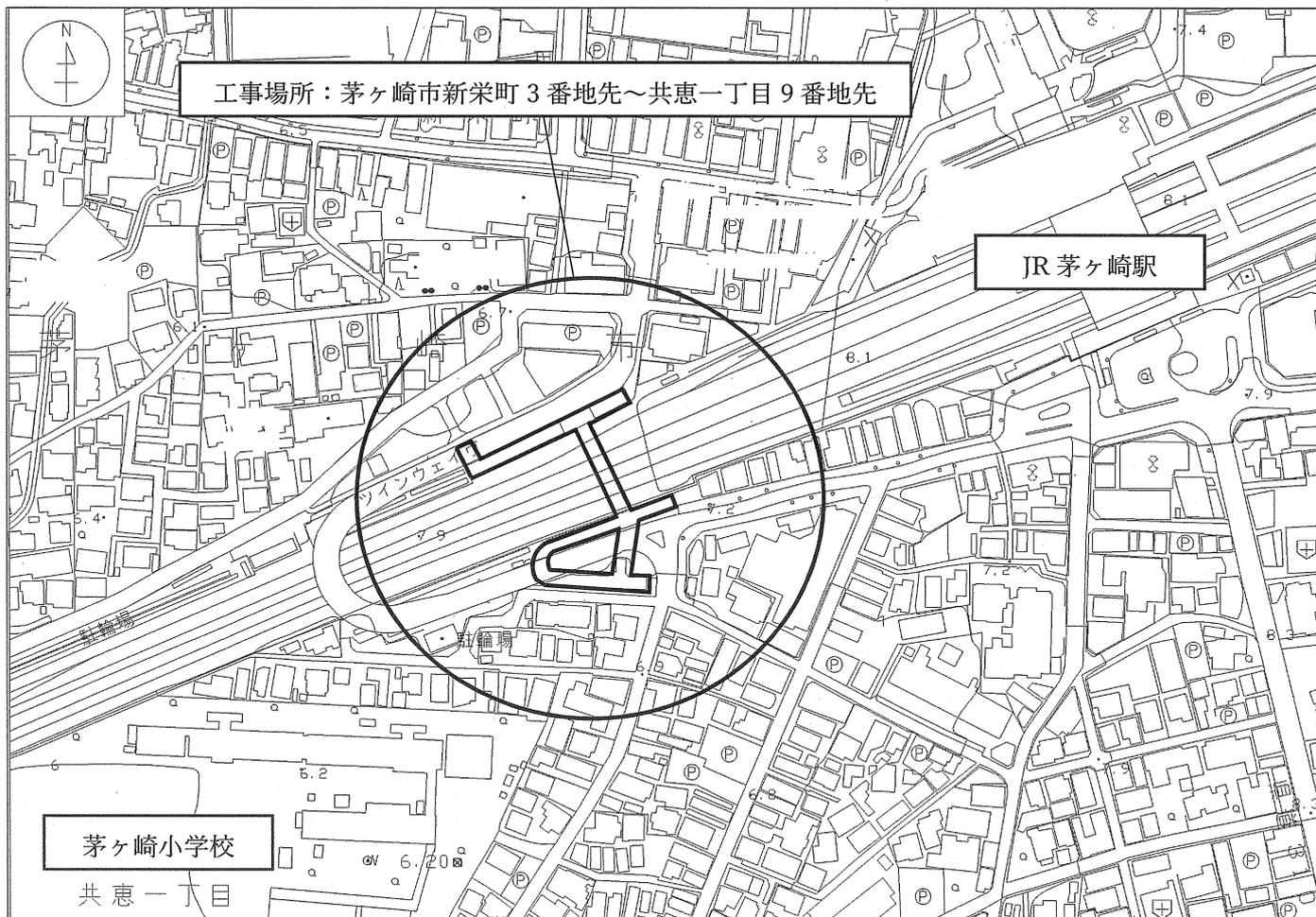
茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 茅ヶ崎ツインウェイヴ地下道屋根改修工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 282,590,000円
- 4 竣工期限 令和7年8月25日
- 5 契約の相手方 神奈川県茅ヶ崎市元町12番9号
浅岡建設株式会社
代表取締役 浅岡 康一

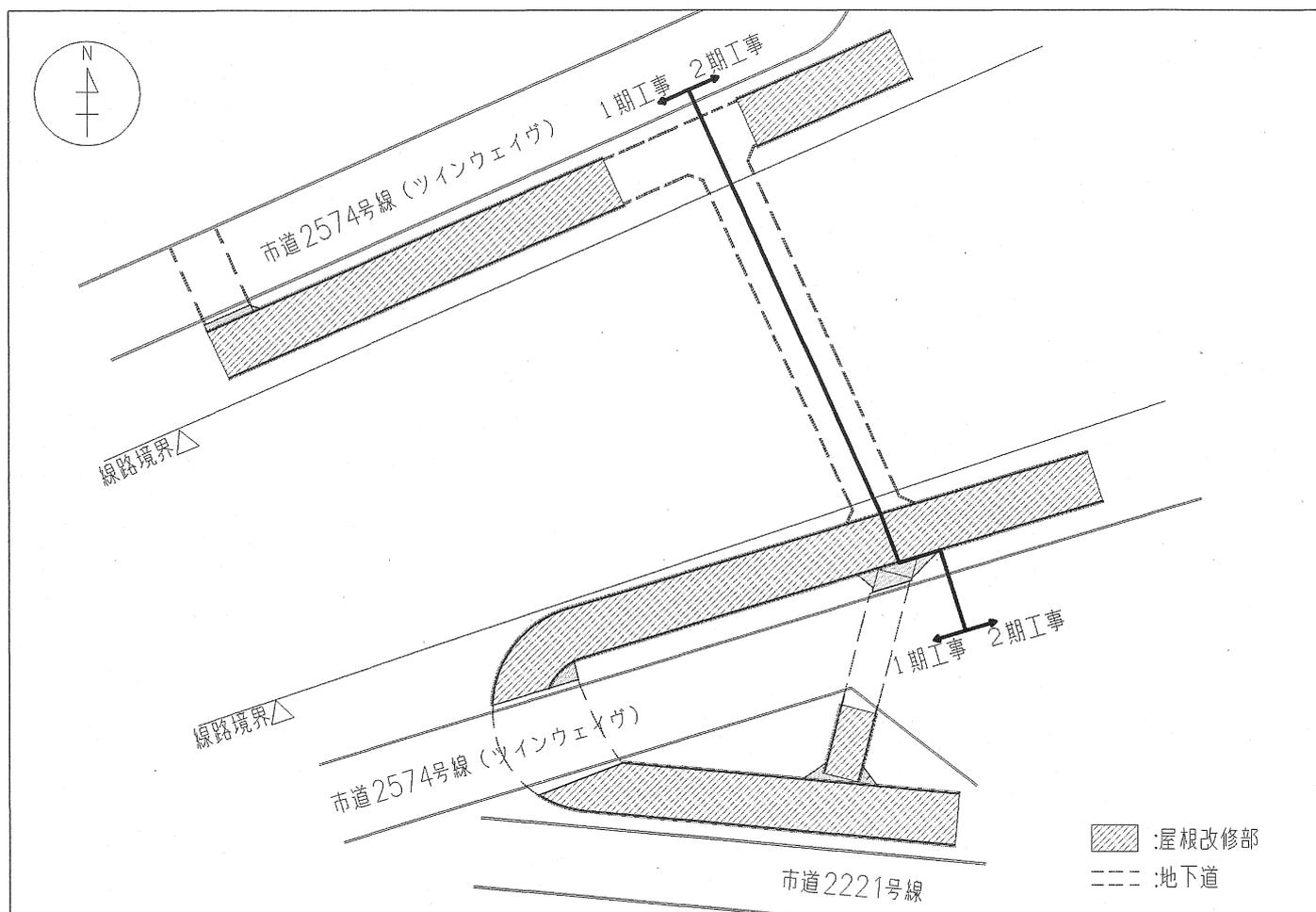
提案理由

本案は、茅ヶ崎ツインウェイヴ地下道屋根改修工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：茅ヶ崎ツインウェイヴ地下道屋根改修工事



案内図



配置図

工事名称

茅ヶ崎ツインウェイヴ地下道屋根改修工事

施設概要

施設名称：茅ヶ崎ツインウェイヴ地下道

所在地：茅ヶ崎市新栄町3番地先～共恵一丁目9番地先

工事概要

既存ポリカーボネイト屋根撤去、膜屋根新設

上記に係る付帯工事 一式

その他（塗装改修、壁ルーバー交換等）

電気工事 一式

工事請負契約の変更について

道の駅整備事業建設工事の請負契約の一部を次のように変更する。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

契 約 金 額	変更前	1, 7 1 2, 8 9 8, 0 0 0 円
	変更後	1, 7 2 5, 5 0 6, 2 0 0 円

提案理由

本案は、道の駅整備事業建設工事の請負契約について、神奈川県地球温暖化対策計画に基づき、神奈川県所管の休憩施設に太陽光発電設備を設置することから、契約金額を増額するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

令和 5 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について

令和 5 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙剰余金処分計算書のと
おり処分する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提案する。

令和5年度茅ヶ崎市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	18,045,945,472	3,557,413,247	890,145,158
議会の議決による処分額	391,514,340	0	△ 890,145,158
減債積立金の積立	0	0	△ 498,630,818
資本金への組入	391,514,340	0	△ 391,514,340
処分後残高	18,437,459,812	3,557,413,247	(繰越利益剰余金) 0

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

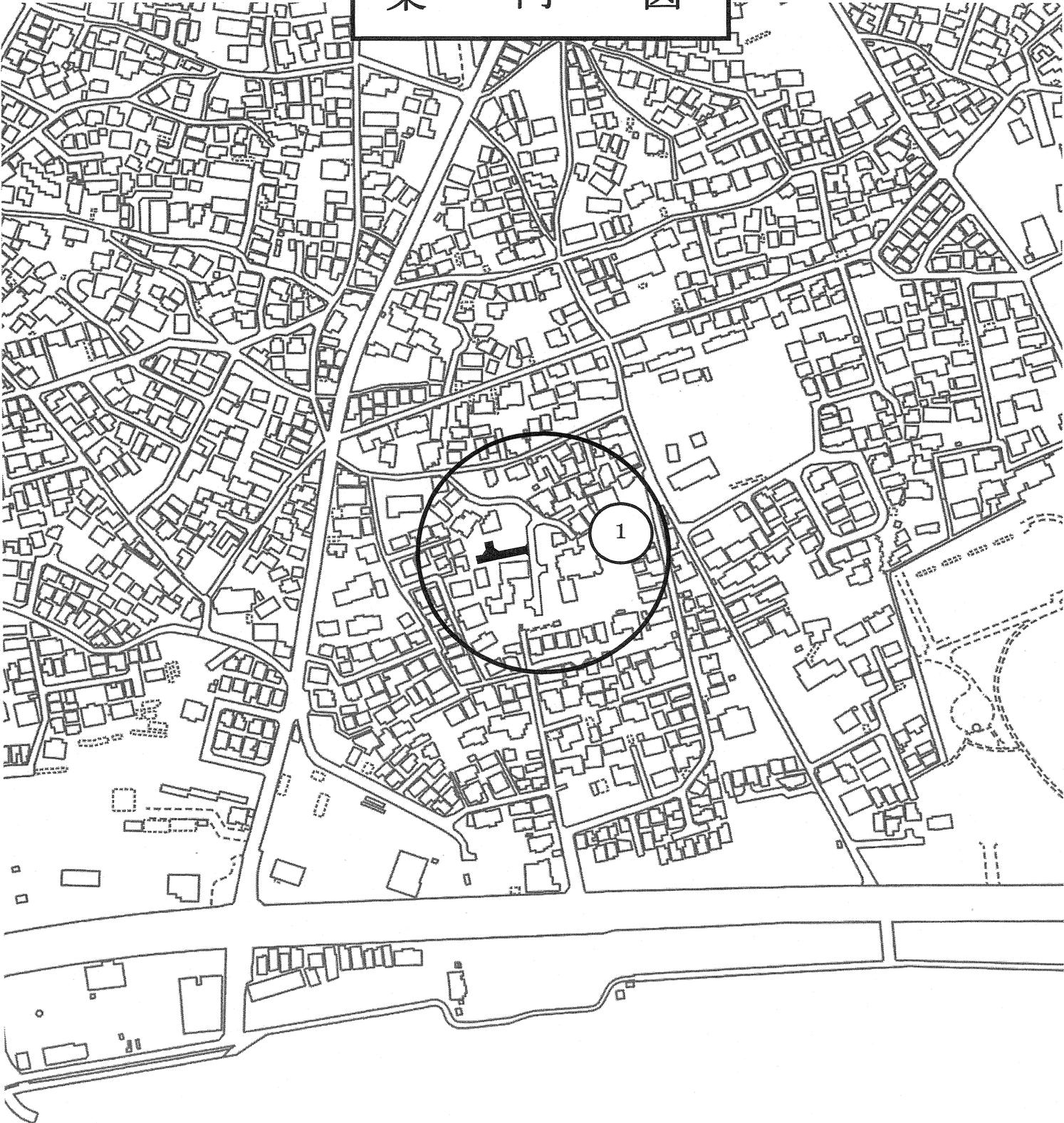
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	2727号線	中 海 岸 三 丁 目 1 1 5 9 3 番 1 9 地 先	中 海 岸 三 丁 目 1 1 5 9 5 番 6 地 先	m 33.21	m 4.20

提案理由

本案は、リストホームズ株式会社が築造し、令和 6 年 7 月 2 3 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

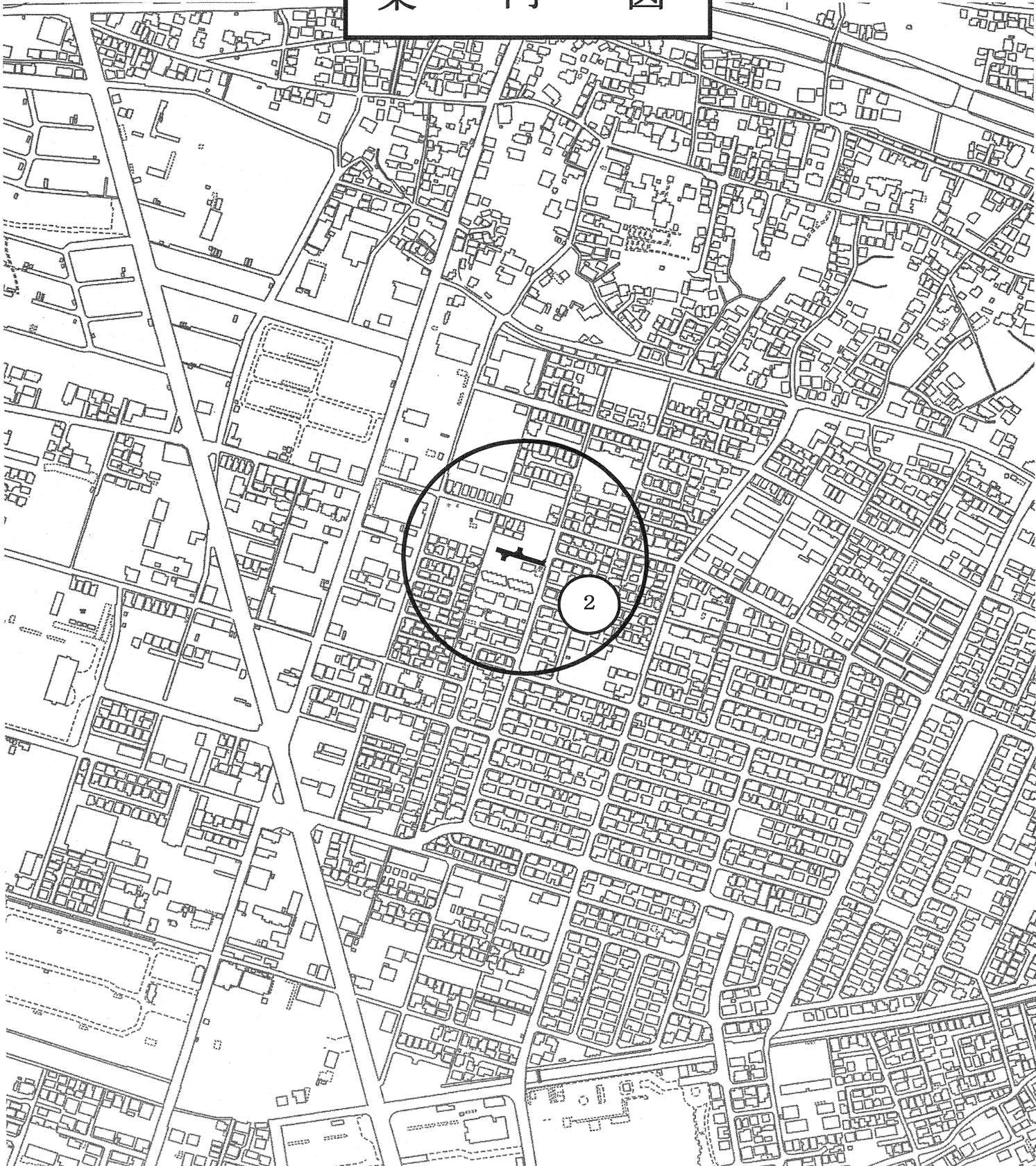
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	3529号線	高 田 四 丁 目 4 6 0 番 4 地 先	高 田 四 丁 目 4 6 0 番 1 2 地 先	m 57.77	4.50 m ~ 4.51

提案理由

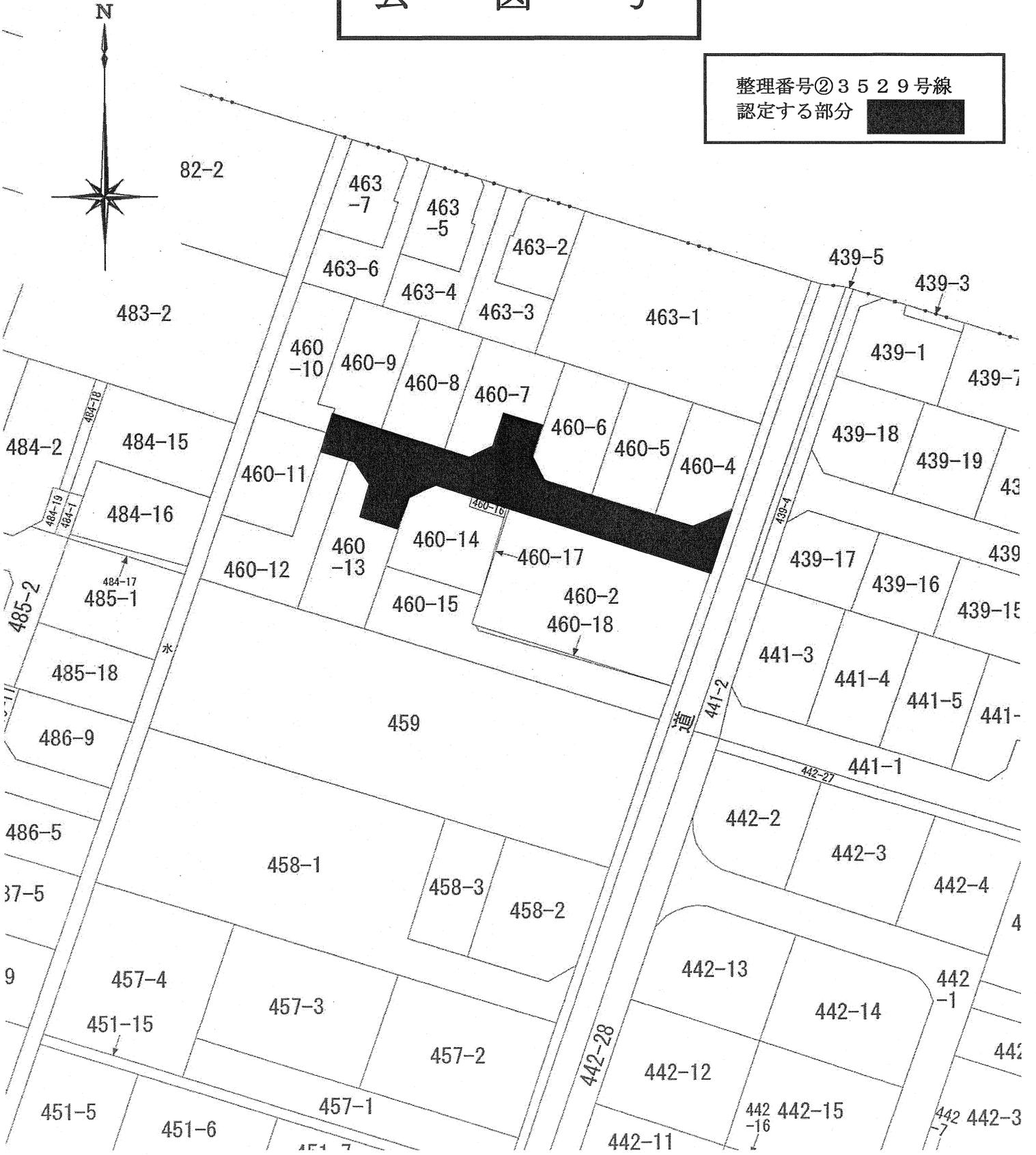
本案は、株式会社セットが築造し、令和 6 年 5 月 21 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号② 3 5 2 9 号線
認定する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 6 年 8 月 30 日提出

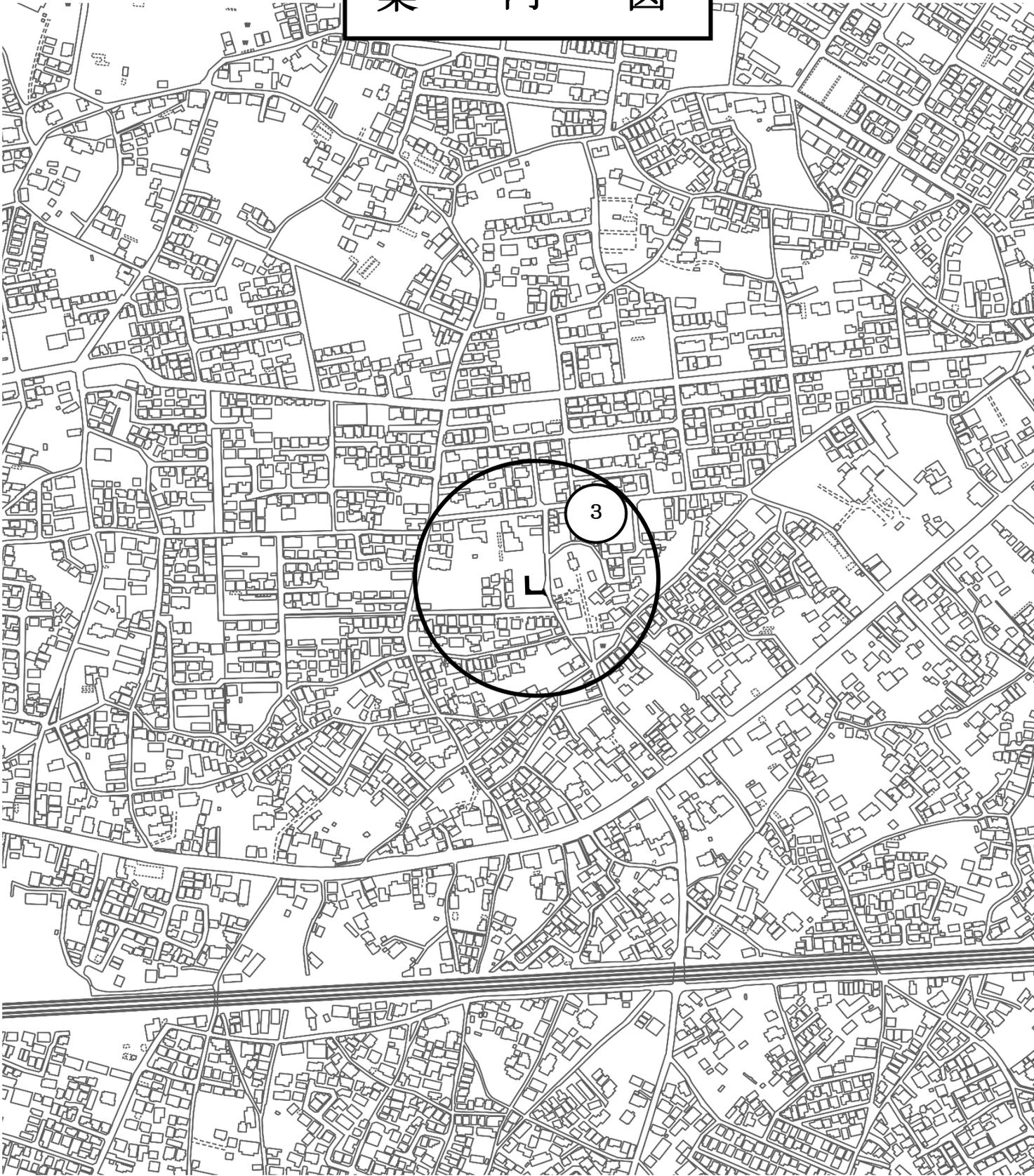
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	3530号線	小和田一丁目 672番9地先	小和田一丁目 672番4地先	m 34.93	m 4.20

提案理由

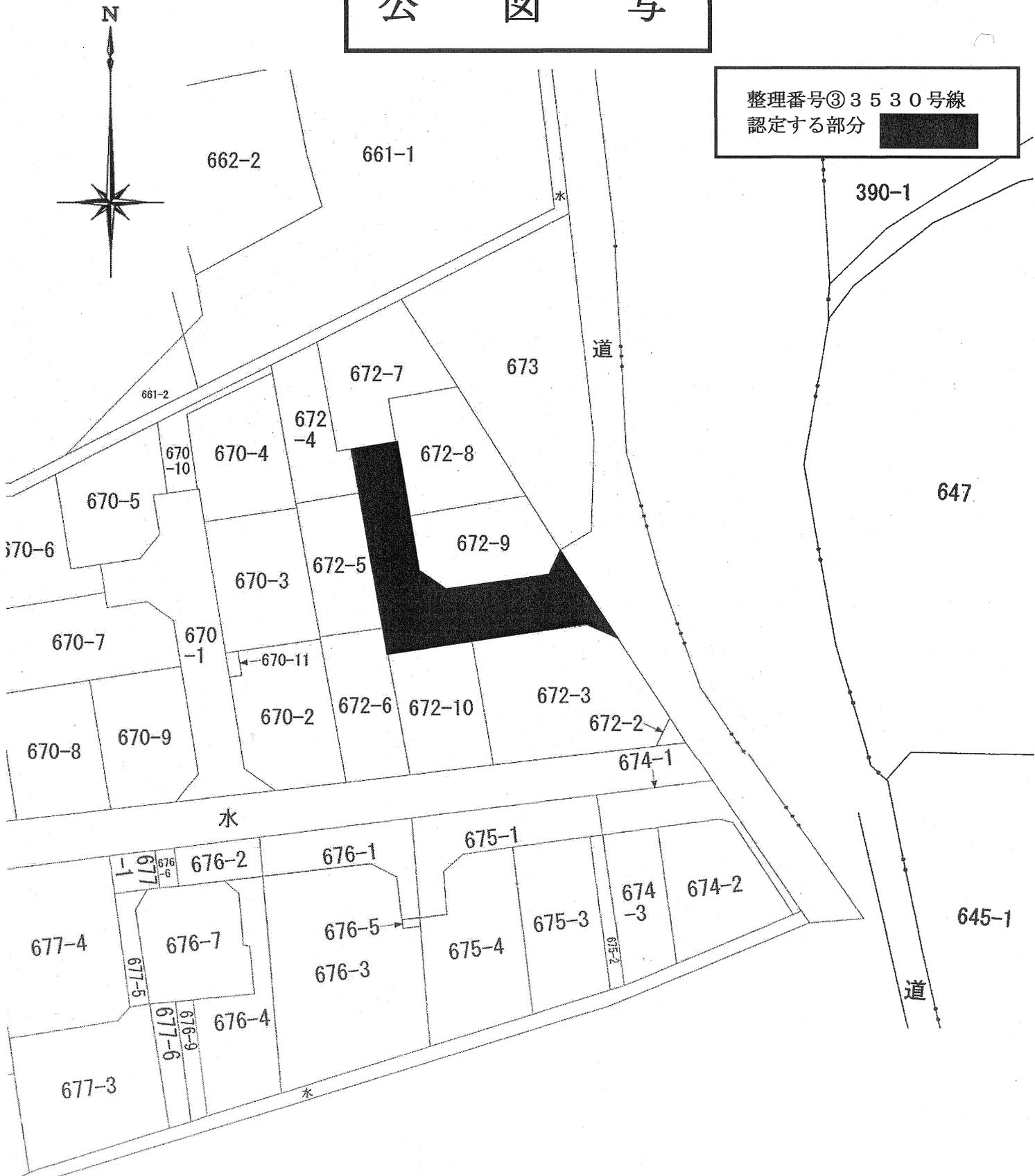
本案は、鈴木修建設株式会社が築造し、令和 6 年 6 月 4 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号③3530号線
認定する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年8月30日提出

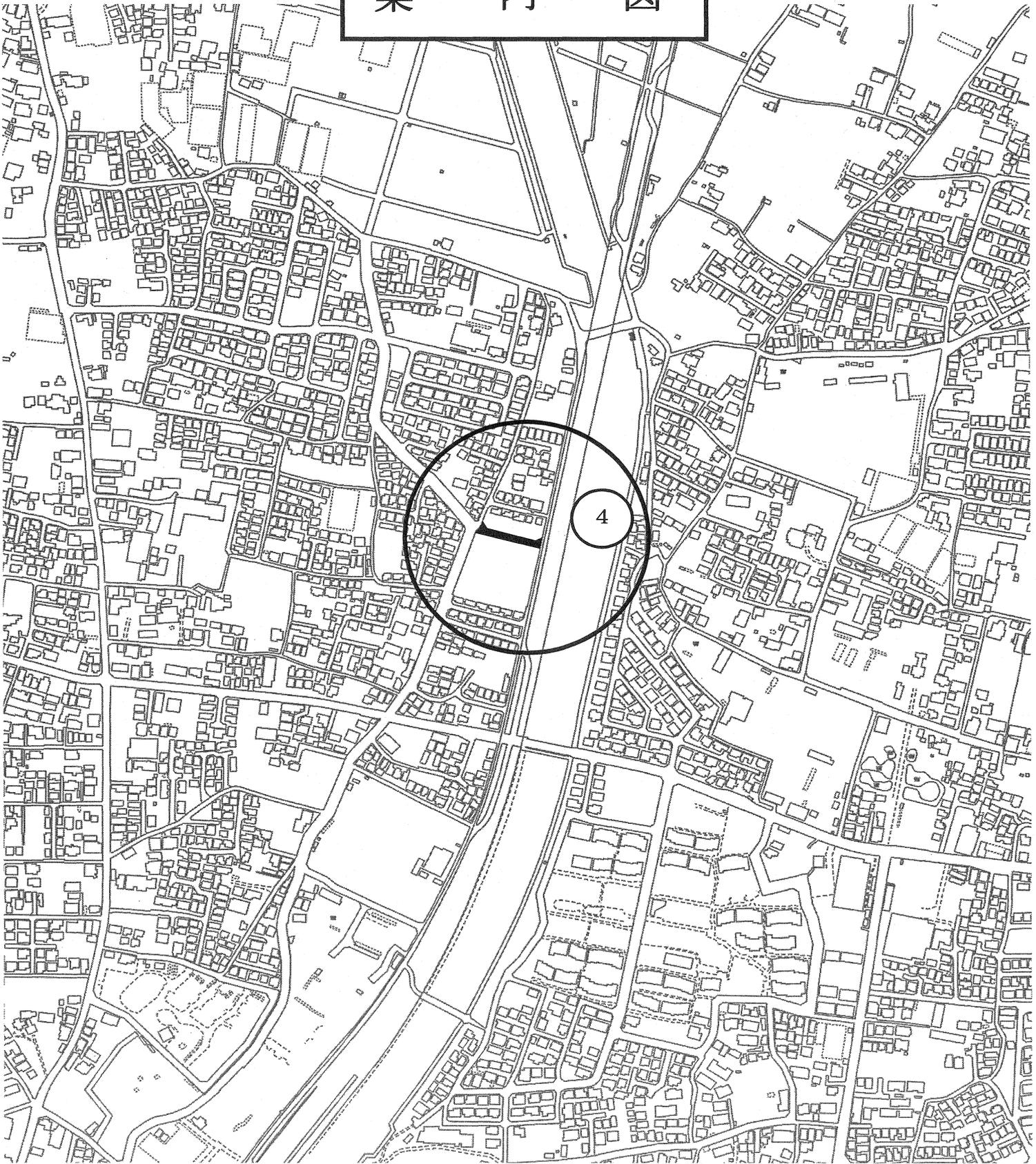
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	5804号線	今宿字生花田 60番8地先	今宿字生花田 67番5地先	m 57.02	4.51 m ~ 4.52

提案理由

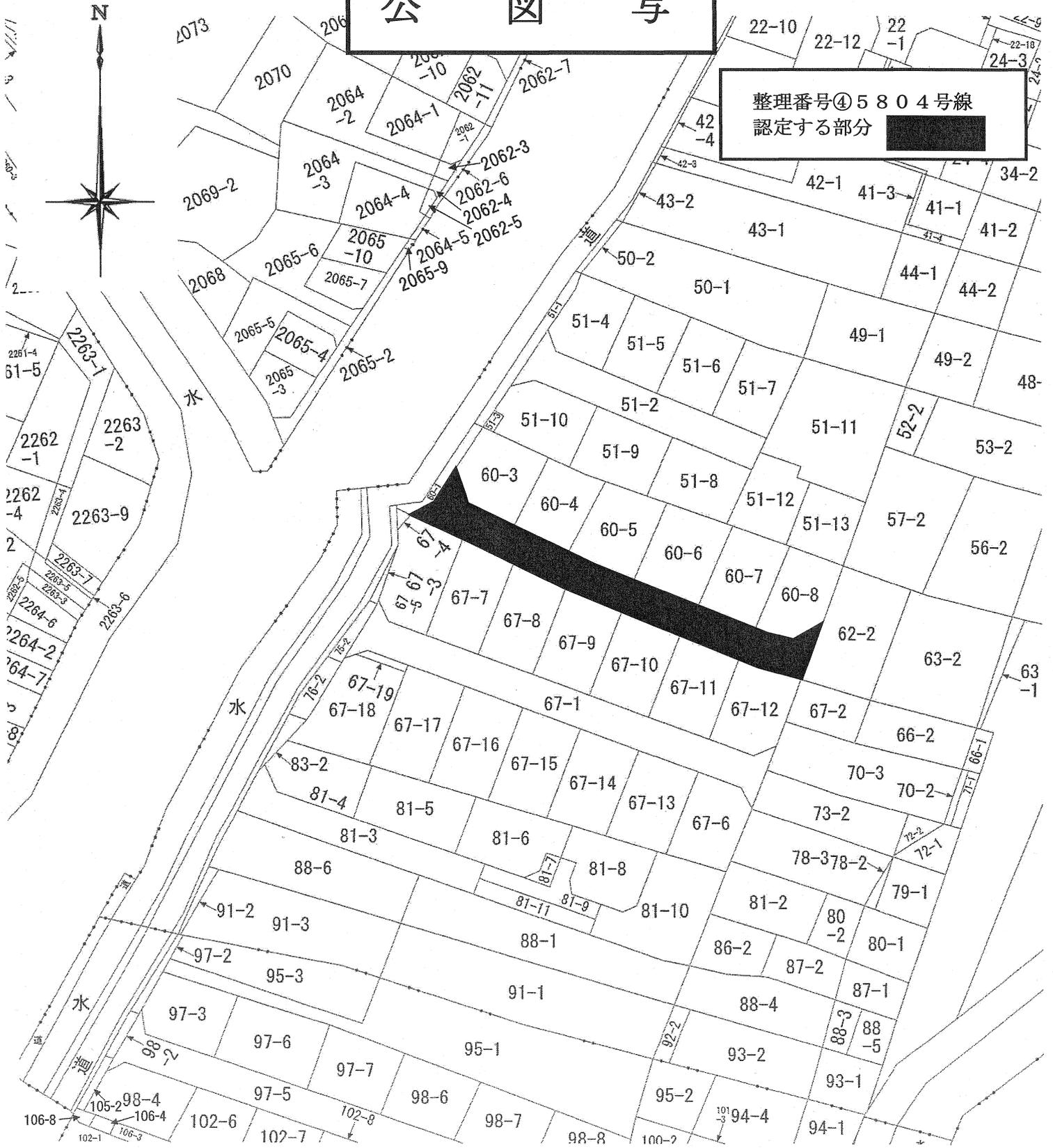
本案は、有限会社イーグルハウスが築造し、令和6年4月23日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号④5804号線
認定する部分



令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和5年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和5年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和5年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和5年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について

令和5年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により提案する。

令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により提案する。

令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費精算報告について

令和5年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費の精算について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告する。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和5年度茅ヶ崎市病院

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					国 県 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
1 資本的支出	1 建設改良費	市立病院本館改 修事業(その2)	令和4年度	446,012,000		446,000,000	12,000	
			令和5年度	55,874,000		55,800,000	74,000	
			計	501,886,000		501,800,000	86,000	

事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

支払義務 発生額	実 績				年割額と 支払義務 発生額の差	比 較			
	左 の 財 源 内 訳					左 の 財 源 内 訳			
	国 県 補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金	そ の 他		国 県 補助金	企 業 債	損益勘定 留保資金	そ の 他
303,661,000		303,600,000	61,000		142,351,000		142,400,000	△ 49,000	
196,839,000		196,800,000	39,000		△ 140,965,000		△ 141,000,000	35,000	
500,500,000		500,400,000	100,000		1,386,000		1,400,000	△ 14,000	

令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算による茅ヶ崎市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和5年度茅ヶ崎市健全化判断比率報告書

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.9	16.3
(11.32)	(16.32)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載する。

令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算による茅ヶ崎市の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和5年度茅ヶ崎市資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	4,263,758千円
病 院 事 業 会 計	—	11,355,114千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により算定した事業の規模について注記する。

専決処分の報告について

次のとおり令和6年7月10日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年8月30日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金233,440円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和3年3月19日午後10時頃、赤羽根4018番地先において、相手方が自動車
で走行していたところ、道路上のアスファルトに剥がれがある部分を通過したことによ
り、右側前輪及び後輪のホイールに損害を与えたため、これに対する修理費を賠償した
ものです。